

〇〇町における産業振興施策促進事項

平成 * * 年 * 月 * * 日作成

〇〇町

I. 産業振興施策促進区域

山村振興法に基づき指定されている振興山村である〇〇町〇〇地域を産業振興施策促進区域とする。

II. 産業振興施策促進期間

産業振興施策促進事項に掲げられた取組については、平成 * * 年 * 月 * * 日から平成 * * 年 * 月 * * 日まで行うこととする。

III. 産業振興施策促進区域における産業の振興を促進する上での課題

(1) 〇〇町の産業の現状

(全般) (全般は、山村振興計画の現状のコピペで結構です。)

- ・ 本町は、〇〇県の南東部に位置し、東は〇〇町、北及び西は〇〇市、南は〇〇町にそれぞれ接している。本町の本庁舎と〇〇県庁とは車で約 * * 分という位置にある。

町面積は、〇〇県内 * * 自治体の中で * 番目に大きい * * km²、周囲には〇〇山など * * m を超える山々に囲まれており、これらを源流とする大小多数の河川が合流して〇〇川となり、さらに〇〇川を経て〇〇へ注いでいる。この〇〇川は、本町を東西に横断する形で蛇行し、その流域には帯状に耕地が開けており、こうした地形を活かして、古くから農林業が盛んに行われている。

気温は、平成 * * 年の年間平均気温が * * °C、年間降水量が * * * mm であり、季節によって寒暖の差が大きい。

(農業) (農業は、山村振興計画の現状のコピペで結構です。)

- ・ 農業については、耕地面積は * * ha、農家戸数は * * 戸、農家 1 戸当たりの耕地面積は * * ha である。〇〇川流域に沿って水田や果樹園地が広がり、主に稲作を中心に〇〇、〇〇、〇〇等の果樹栽培も盛んに行われている。また、近年は〇〇、〇〇、〇〇等の野菜との複合経営が進められている。

(林業) (林業は、山村振興計画の現状のコピペで結構です。)

- ・ 林業については、林野面積は**ha(国有林**ha)であり、町の総面積の80%を占める。民有林面積は**haであり、うち人工林面積は**haである。利用期を迎える標準伐期齢以上のスギ林の面積は**ha、ヒノキ林の面積は**haである。

(畜産業) (必要あらば記載してください。)

- ・ 畜産業については、乳用牛飼養農家**戸、肉用牛飼養農家**戸、養鶏農家**戸があり、乳用牛**頭、肉用牛**頭、採卵鶏**羽を飼養している。また、和牛繁殖農家**戸による「〇〇町和牛改良組合」がある。

(観光業) (必要あらば記載してください。)

- ・ 観光業については、〇〇の森・〇〇公園・〇〇観光園等があることから、〇〇町全体で年間約**万人の観光客が訪れている。ホテル・旅館等は**社が立地している。また、〇〇町〇〇地区において、〇〇を使ったスイーツ等の開発・販売、カフェ営業を行っている〇〇牧場(有限会社 〇〇〇〇)は、年間**万人を超える来客者を誇る観光スポットとなっている。

(製造業) (ここは記載が必要です。)

- ・ 〇〇県工業統計調査によると、製造業は**社が立地しており、電気機械製造業、繊維工業、電子部品・デバイス製造業等が営まれている。木材は本町の地域資源の一つであるが、木材製造業は**社のみが立地している。製品出荷額は約**億円である。

(農林水産物販売業) (ここは記載が必要です。)

- ・ 農林水産物等販売業については、道の駅等**店舗の直売所において、地元の農産物や、林産物等を販売している。

(2) 〇〇町の産業振興を図る上での課題

(山村振興計画の現状のコピペを基本に産業振興施策促進区域内での課題を簡潔に記載してください。)

[農業関連]

- ・ 農業の振興を図ることが課題となっており、担い手への経営農地の面的集積を進め、農作業の効率化を図ることで、更なる担い手の育成や確保に努め、経営発展を進めることが必要である。また、集落営農を基礎とした農事組合法人の組織化と企業の農業参入を促進して農業の活性化を図り、鳥獣被害の防止を推進し、遊休農地の発生を抑制し、農業生産を継続していくことが必要である。

[林業関連]

- ・ 林業の振興を図ることが課題となっており、作業道等路網を整備し、間伐等森林整備、造林事業の推進、木材流通加工施設等の整備を図り、林業従事者の育成・就業支援等雇用の場の確保等を行う必要がある。

[畜産業関連]

- ・ 畜産農家の高齢化・後継者不足に伴う畜産業後継者の確保・育成や、優良血統牛の生産販売による経営強化が課題になっている。そのため、新規就農者の確保と育成を行う必要がある。また、優良後継牛の確保の推進、増頭支援により個々の経営規模拡大を図るとともに、地域全体で飼養頭数の拡大を図ることが必要である。

[地域資源を活用する製造業関連]

- ・ 本地域では地域資源を活用した特産品の加工・販売等を行っているが、現在は農業者グループや個人での取組となっており、地域経済を支える産業には育っていない。今後、地域経済を活性化させるため、農林業と他業種との連携を推進し、事業者の技術力や企画力を活かしながら、資源の高付加価値化や新たな商品開発に取り組む必要がある。

[農林水産物等販売業関連]

- ・ 農林水産物等販売業の推進が課題となっており、農産物等の加工、調理施設等の整備を充実することにより、販路の拡大を一層推進し、雇用の拡大につなげ、新たな発想での農産加工品の開発や地域の食材を使用した料理等の提供を推進するとともに、人材の育成に努める必要がある。

[6次産業化関係関連]

- ・ 6次産業化の推進が課題となっており、農業は近年、農産物の価格低迷により生産者の所得は減少し、生産意欲の減退を招くとともに後継者不足や規模縮小につながっている。このため、農産物の生産から加工、販売まで行う6次産業化に取り組むことにより、「規格外品の有効利用」や「販路の多様化」等、生産者の所得増や雇用の確保につなげていく必要がある。また、6次産業化へ意欲的な農業者関係団体に対し、6次産業化ネットワーク活動交付金（国）、もうかる6次化・農商工連携支援事業（県・町）等を活用し支援を行い、特産品の開発や販路開拓、農産物の加工販売施設の整備等を行う必要がある。

[その他]

- ・ 未利用・低利用の森林資源（間伐材等）の活用が課題となっており、推進方

策の調査・検討、施設・設備の整備等を行う必要がある。

- ・ 椎茸やキクラゲ等特用林産物の振興が課題となっており、原木の確保、菌床製造施設の整備等を行う必要がある。
- ・ 域内の事業者の設備投資を促進することが課題となっており、租税特別措置及び不均一課税の活用を促進する必要がある。

IV. 産業振興施策促進区域において振興すべき業種

農業、林業、木材産業、畜産業、観光業、製造業、農林水産物等販売業

V. IVの業種を振興するために行う取組の内容及び関係団体との役割分担等に関する事項

○* * 町

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援
- ・ 鳥獣被害の防止への支援
- ・ 補助金等交付財産活用事業の推進
- ・ 作業道等路網の整備
- ・ 間伐等の森林整備の推進
- ・ 造林事業の推進
- ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
- ・ 乳牛・和牛優良精液導入事業の活用
- ・ 和牛振興総合対策事業の活用
- ・ 低利の融資制度の情報提供
- ・ 林業従事者の育成・就業支援
- ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用促進
- ・ 山村活性化支援交付金の活用の推進
- ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
- ・ 6次産業化への支援

○* * 県

- ・ 農業生産基盤の整備
- ・ 農地中間管理機構の活用の推進
- ・ 新規就農者への支援

- ・ 鳥獣被害の防止への支援
 - ・ 林道・作業道の整備
 - ・ 間伐等の森林整備の推進
 - ・ 林業従事者の育成・就業支援
 - ・ 造林事業の推進
 - ・ 未利用・低利用森林資源（間伐材等）の利活用の推進
 - ・ 低利の融資制度の情報提供
 - ・ 設備投資を促進するための租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用促進
 - ・ 産業振興のための各種補助事業の利用促進
 - ・ 林業・木材産業改善資金の貸付
 - ・ 6次産業化への支援
- **町商工会
- ・ 研修等による人材育成
 - ・ 経営相談への対応
- **町観光協会
- ・ 研修等による人材育成
 - ・ 当該地域のPR活動の強化
- **農業協同組合
- ・ 研修等による人材育成
 - ・ 農林水産物等販売業の推進のための推進体制の整備・販売促進活動の強化
 - ・ 各農家への営農指導
 - ・ 農産物のブランド化に向けた販売促進活動の強化
- **森林組合
- ・ 作業道等路網の整備
 - ・ 間伐等の森林整備の実施
 - ・ 林業従事者の育成・就業支援
 - ・ 造林事業の実施
- 関係機関が連携して実施する取組
- ・ 6次産業化の推進体制の整備・販売促進活動の強化
 - ・ 未利用・低利用の森林資源の活用に向けた推進方策の調査・検討
 - ・ 椎茸やキクラゲ等の特用林産物生産、販売促進活動の推進
 - ・ 市町村、商工会、農業協同組合、観光協会の情報共有の推進

VI. 産業振興施策促進事項の目標

産業振興施策促進期間の終期までの目標は以下の通り。

(終期は最大5年です。)

	地域資源を活用する 製造業	農林水産物等販売業
新規設備投資件数 (投資額)	* 件 (** 百万円)	* 件 (** 百万円)
新規雇用数	** 人	** 人
租税特別措置の適用件数 (適用額)	* 件 (** 百万円)	* 件 (** 百万円)
不均一課税の適用件数 (適用額)	* 件 (** 百万円)	* 件 (** 百万円)

なお、これらの実績については、租税特別措置の適用実績や、町内の事業者への聞き取り調査等により把握するとともに、産業振興施策促進期間の最終年度の翌年度にホームページ等を利用し、達成状況等の評価を公表することとする。(公表のやり方は市町村にお任せします。HPでも市町村報でも構いません。)